

一般社団法人障害者武道協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人障害者武道協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区桜二丁目11番28号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者の自立支援ならびに障害者、健常者の青少年の健全育成、環境教育と共に経済活動を活性化し研究や啓蒙活動を促進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者武道指導者育成推進を図る事業
- (2) 障害者環境向上推進を図る事業
- (3) 環境教育と保全を図る事業
- (4) 障害者武道指導者認定証書の発行事業
- (5) 障害者教育、科学技術の振興を図る事業
- (6) 経済活動の活性化を図る事業
- (7) 障害者および健常者への教育支援を図る事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の過半数の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 退社届の提出がされたとき。
- (4) 本人が死亡し、又は、社員である団体が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退社)

第7条 社員は、理事長が別に定める退社届を提出して、任意に退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年8月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 1名以上10名以内
- (4) 監事 2名以内

(選任等)

第10条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 代表理事及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又は、この法人の社員を兼ねる事は、できない。
- 4 役員は、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

- 第11条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事等の職務権限)

- 第12条 当法人は、代表理事（理事が1名の時は、当該理事）をもって理事長とする。
- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。

(監事の職務権限)

- 第13条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の報酬等)

- 第14条 役員の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第15条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計算

(事業年度)

- 第16条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配禁止)

第 1 7 条 当法人は剰余金の分配を行わないものとする。

第 6 章 解散

(残余財産の帰属)

第 1 8 条 当法人の解散に伴い、処分すべき残余財産の帰属については、社員総会の決議により、国又は一定の公益的な団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 1 9 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年5月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 2 0 条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	中 島 彥木
設立時代表理事	中 島 彥木
設立時監事	大橋千秋

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 2 1 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都世田谷区桜二丁目11番28号
中島 彥木
静岡県浜松市南区若林町2214番地の3
大橋千秋

(法令の準拠)

第 2 2 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人障害者武道協会設立のため、設立時社員中島 瑠、同大橋千秋の定款作成代理人司法書士正村邦之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成21年5月25日

設立時社員 中島 豸木

同 大橋千秋

定款作成代理人

東京都杉並区井草五丁目16番13-408号

司法書士 正村邦之